

第4章 具体的な取組み

4-1.都市環境に関する分野の取組み

目標1 自転車を快適に利用できる都市環境の形成

(1) 実施する施策

施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

市町村の自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間等の計画的な整備を推進します。

取組1 市町村における自転車活用推進計画等の策定支援

- 自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方の要点等を記載した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を市町村へ周知すること等により、市町村における自転車ネットワーク計画及び、これを含む自転車活用推進計画の策定を支援します。

自転車ネットワーク計画とは・・・

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画

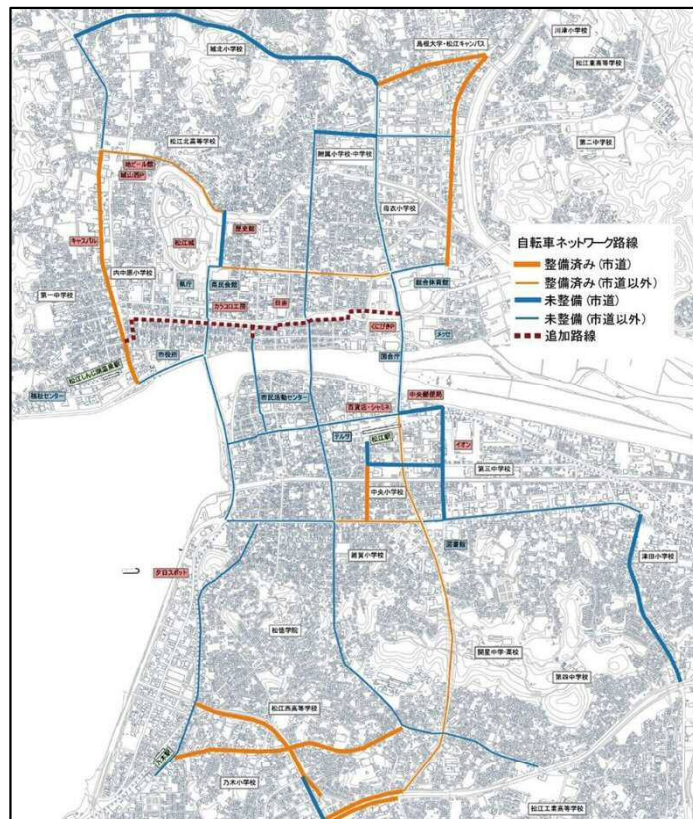


図 自転車ネットワーク計画の例（出典：松江市「松江市自転車ネットワーク計画」）
※整備状況は平成30年3月時点

取組 2 自転車通行空間の整備・改善

- 自転車ネットワーク計画等に基づき、関係機関と連携しながら自転車道や自転車通行帯等の自転車通行空間の確保について検討します。
- 利用者や関係者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善について検討します。

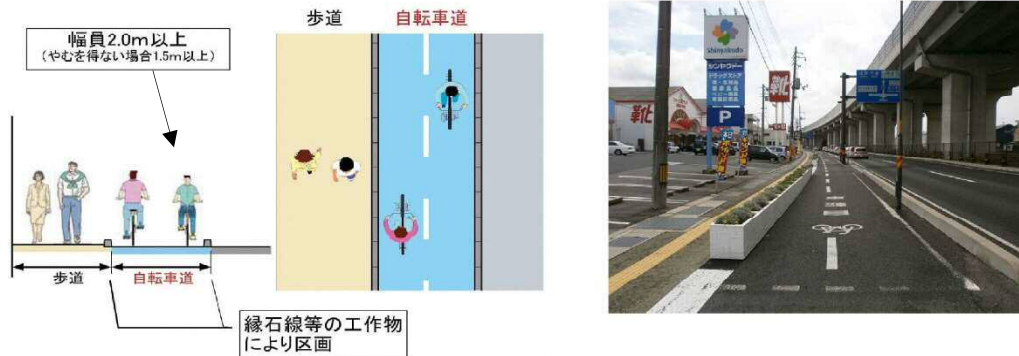


図 自転車通行空間（自転車道）の整備イメージ
（出典：松江市「松江市自転車ネットワーク計画」）

取組 3 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用

- 自転車を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るため、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努めます。



図 自転車の通行が可能な自転車歩行者道、自転車専用通行帯、自転車道の標識



写真 路面標示により歩行者と自転車の通行空間を分離した事例（松江市）
（出典：島根県道路維持課）

施策 2 まちづくりと連携した総合的な取組みの実施

まちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組みを実施します。

取組 1 まちづくりと連携した自転車施策の推進

- 自転車通行空間の整備にあたっては、市町村が策定するまちづくり計画等と連携・整合を図ります。

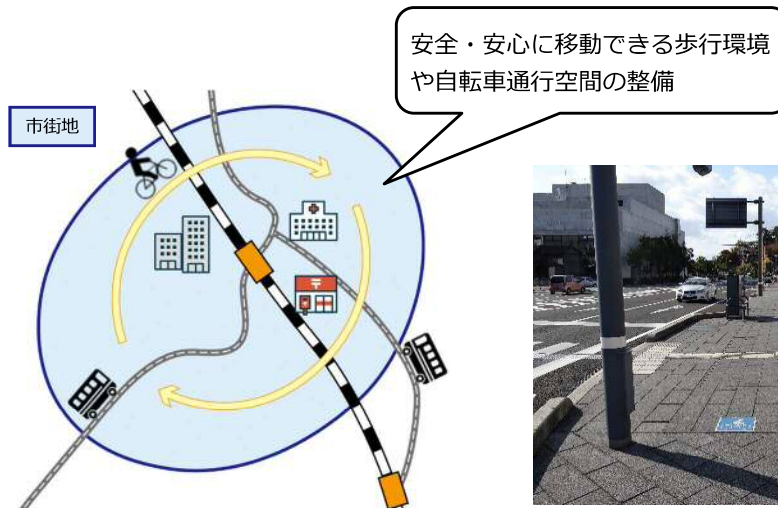


図 コンパクトシティ形成と連携した自転車通行空間整備のイメージ



写真 市街地における整備事例（城山北公園線）
（出典：島根県都市計画課）

取組 2 生活道路における交通安全対策の推進

- 道路管理者と公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン 30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施します。



写真 ゾーン 30 による交通安全対策事例（益田市）
（出典：島根県道路建設課）

取組 3 無電柱化と併せた自転車通行空間の整備

- 無電柱化の実施路線において、道路空間を活用した自転車通行空間の確保について検討します。



[整備前]



[整備後]

無電柱化にあわせて自転車歩行者道を整備した事例（松江市）
 （出典：島根県道路建設課）

(2) 成果指標

	成果指標	現状 (令和元年度)	目標	
			目標値	目標年度
1	市町村版自転車活用推進計画策定市町村数	0	3	令和6年度

4-2.健康増進に関する分野の取組み

目標2 サイクルスポーツの振興等による健康で活力ある地域社会の実現

(1) 実施する施策

施策3 サイクルスポーツの振興

公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツを振興します。

取組1 公道や公園等の有効活用

- 身近でサイクルスポーツに慣れ親しめるよう、公道や公園等の有効活用や、既存競技施設の適切な維持管理に努めます。



写真 公道、サイクリングコース・MTB コースを活用したサイクルスポーツ（出典：島根県雲南県土整備事務所 HP）

写真 大田自転車競技場（出典：島根県自転車競技連盟 HP）

施策4 自転車を活用した健康づくりの推進

県民の健康意識の向上や、車通勤から自転車通勤への転換といった行動の変化につながるよう、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進します。

取組1 健康増進の広報啓発

- 運動習慣者の割合を増やすため、自転車による健康づくりを運動促進の一つの例として、健康づくりに関する広報啓発を行います。

図 健康づくりに関する広報の例
ウォーキングマップ
（出典：島根県健康推進課 HP）



(2) 成果指標

成果指標	現状 (平成30年度)	目標	
		目標値	目標年度
1 健康寿命（65歳平均自立期間※）の延伸	(男性) 17.76年 (女性) 21.05年	(男性) 18.90年 (女性) 21.07年	令和6年度

※ 65歳の時点において、その後自立した生活を送ることが期待できる期間

4-3.観光地域づくりに関する分野の取組み

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現

(1) 実施する施策

施策5 官民連携による魅力的なサイクリング環境の創出

官民が連携してサイクリスト受け入れ環境の向上に取り組むことにより、魅力的なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進します。

取組1 関係機関の連携によるサイクリング環境の整備

- 豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源、周辺の様々な施設等を、関係機関との連携によって総合的に活用し、魅力的なサイクリング環境の創出に努めます。
- さくらおろち湖（尾原ダム）の周遊コースについては、「尾原ダム水源地域ビジョン」に基づき、関係機関と連携し、サイクルイベントの開催やレンタサイクルの実施、サイクリングコースの改善に取り組めます。
- 県内の国立公園については「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」に基づき、関係機関と連携し、魅力あるサイクリングツアープログラムの開発等に取り組めます。



写真 さくらおろち湖でのサイクルイベント
(出典：島根県観光振興課 HP)

【県内の国立公園】

- ・隠岐地域（浄土ヶ浦・国賀海岸・赤壁・明屋海岸）
- ・島根半島東部地域（五本松公園・地藏崎園地）
- ・島根半島西部地域（大社・日御崎・鷺浦）
- ・三瓶山地域



写真 隠岐地域（島後）でのサイクリング
(出典：島根県観光振興課 HP)

取組 2 サイクリスト受入サービスの充実

- 「ご縁サイクルステーション」の登録拡大・機能充実に向け、施設管理者等への協力を要請します。



写真 ご縁サイクルステーションにおけるレンタサイクルのサービス（道の駅赤来高原）
（出典：島根県観光振興課 HP）

- 萩・石見空港に併設したサイクルステーションの適切な維持管理に努めます。

萩・石見空港サイクルステーション	
 <p>（出典：（公社）島根県観光連盟 HP）</p>	<p>○益田市の萩・石見空港では、サイクルステーションが設置されており、空港の1階 観光案内所で、更衣室の鍵の外、工具や空気入れが無償で貸し出されています。</p> <p>○空港の2階売店では、タイヤチューブやCO2ポンベ（使い捨て瞬間空気入れ）、サイクルボトル（水筒）、ペダル等が販売されています。</p>

施策6 サイクリングを活用した広域観光の推進

他自治体と連携し、広域サイクリングルートの設定やプロモーションに取り組むことで、サイクリングを活用した広域観光を推進します。

取組1 広域サイクリングルートを活用した広域観光の推進

- やまなみ街道サイクリングロードについては、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートとして設定します。
- やまなみ街道サイクリングロード等の複数県にまたがる広域サイクリングルートについて、他自治体と連携し広域的・一体的にプロモーションを行うことで、国内外から訪れるサイクリスト・観光客の誘客拡大を図ります。



図 検討中の広域サイクリングルート
(出典：令和元年度中国地方知事会資料)

- 既存の道路空間を有効活用するため、沿線自治体や関係機関等と連携し、新たなサイクリングルートの設定や、サイクリング環境の整備について検討します。

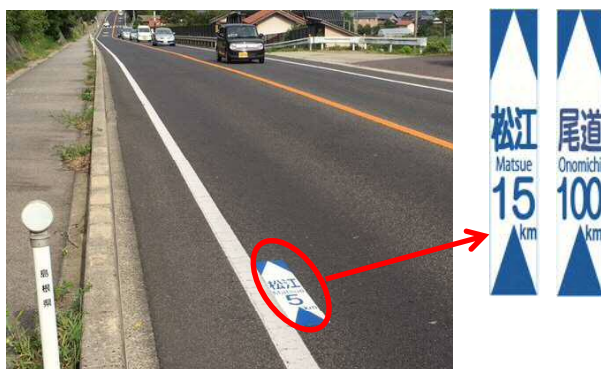


写真 路面標示(距離標)の設置事例(やまなみ街道サイクリングロード)
(出典：島根県高速道路推進課)

施策 7 しまねのサイクリング情報発信強化

サイクリングマップやホームページ、SNS 等を活用し、島根県でのサイクリングの魅力情報を発信します。

取組 1 マップ・ホームページ等での情報発信の強化

- 「しまねサイクリング Navi」等を活用し、サイクリングコースや休憩施設、沿線観光地、グルメ情報等の情報発信を行います。



資料：しまねサイクリング Navi（配布用）
（発行：島根県観光振興課）



資料：しまねサイクリング Navi（WEB ページ）
（出典：島根県観光振興課 HP）

取組 2 サイクルトレインの取組支援

- 一畑電車の「レール&サイクル」の利用促進を図るため、HP 等による情報発信を行います。



一畑電車のレール&サイクル（出典：（公社）島根県観光連盟 HP）

(2) 成果指標

	成果指標	現状 (令和元年度)	目標	
			目標値	目標年度
1	ご縁サイクルステーション登録数	210	230	令和6年度

4-4.安全・安心に関する分野の取組み

目標4 自転車事故のない安全で安心な地域社会の実現

(1) 実施する施策

施策8 自転車の安全利用の促進

県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進により、自転車の安全な利用を促進します。

取組1 自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底

- 関係機関・団体と連携し、自転車安全利用五則の活用等により、自転車の通行ルール等の周知を図ります。
- 自転車マナーアップ運動を実施します。



図 自転車安全利用五則のチラシ（発行：島根県・島根県警察本部）

取組2 交通安全意識向上を図る広報啓発

- 交通安全県民運動や自転車マナーアップ運動の機会を活用して、街頭での声かけやポスター等による広報啓発に努めます。
- 地域のイベント等を活用し、子どもや高齢者に対してヘルメット着用に関する広報啓発を行います。
- 交通安全教育等の機会を活用して、自転車利用者が定期的に点検整備を受ける意識を醸成するための広報啓発を実施します。



図 中学校駐輪場における警察・自転車販売店合同での点検（出典：島根県警察本部 HP）

取組 3 高齢者向けの安全教室の実施

- 地域のイベント等において、自転車シミュレータを活用した交通安全教室を実施します。

取組 4 街頭での指導啓発活動、取締りの実施

- 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りを実施します。
- 地域交通安全活動推進委員や交通ボランティア等と連携した街頭での指導啓発活動を実施します。



写真 街頭での指導の様子
(出典：島根県警察本部 HP)

取組 5 自転車の保険加入を促進するための広報啓発

- 自転車事故による被害者救済のための損害賠償保険の普及に努めます。
- 点検・整備したときに貼付され、傷害保険及び賠償責任保険が付加されるTSマークについても普及に努めます。


自転車保険に加入しましょう！

●TSマーク制度

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備したときに貼付されるマークで、このマークが貼付される自転車には、傷害保険及び賠償責任保険が付加されます。(保険期間は1年間で、最低1,200円の点検整備代が必要)

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害(1～4級) 一律 100万円	●死亡 ●重度後遺障害(1～7級) 限度額 1億円	●入院加療 15日以上の傷害 一律 10万円
	●入院加療 15日以上の傷害 一律 10万円		

第二種点検整備済
TSマーク(赤マーク)



点検月日から
1年間有効

●サイクル安心保険 ～自転車保険の例～

全日本交通安全協会の
自転車保険制度

詳細は下記を検索、
または右のQRコードから




図 保険加入に関する啓発チラシ (出典：自転車安全利用五則)

施策9 学校における交通安全教育等の推進

学校における交通安全教室の開催等により、自転車を含む交通安全教育を推進します。

取組 1 交通安全教室の開催

- 対象（小学生、中学生、高校生、大学生）に応じた段階的な交通安全教育を実施します。

写真 交通事故再現スタントによる自転車教室
(出典：出雲警察署 HP)



取組 2 通学路周辺の安全点検の実施

- 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等が連携し、自転車の視点も含めた通学路の安全点検を実施します。

写真 交通安全推進会議による合同安全点検
(出典：島根県道路建設課)



施策10 駐車関係規制及び違法駐車取締りの推進

自転車通行空間を含めた違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保に努めます。

取組 1 駐車禁止等の規制実施

- 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では周辺の交通実態等や沿道状況を踏まえ、駐車禁止規制または駐停車禁止規制の実施を検討します。

取組 2 違法駐車の積極的な取締り

- 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、地域の実態に応じたメリハリのある取締りを推進するとともに、自転車専用通行帯における違法駐車についても取締りを積極的に推進します。
- 放置車両確認事務の民間委託実施地域においては、駐車監視員による放置車両確認事務を推進します。また、道路環境や交通環境の変化に対応した適正な取締りを実施するため、駐車監視員活動ガイドラインの見直し等を行います。

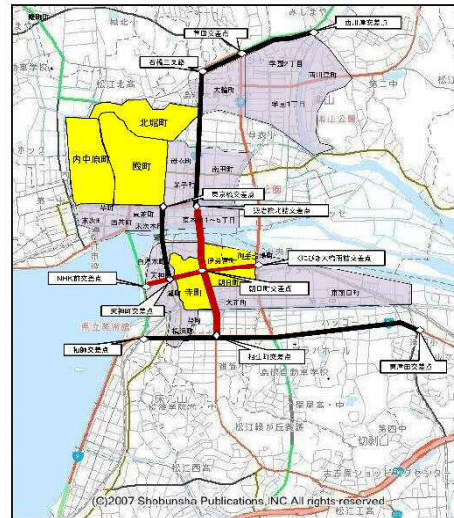


図 平成 31 年度 駐車監視員活動ガイドライン（松江市）
（出典：島根県警察本部 HP）

凡例	最重点路線	最重点地域
	重点路線	重点地域

(2) 成果指標

成果指標		現状	目標	
			目標値	目標年度
1	自転車安全利用五則の遵守率	春 86.7% 秋 91.3% (令和元年度)	100%	令和 6 年度
2	交通安全指導（学級活動）を実施している公立学校の割合（小学校・中学校・高校）	92.2% (平成 30 年度)	95%	令和 6 年度